

再生可能エネルギーの固定価格買取制度による電力購入単価表 (平成25年度)

1. 対 象

本単価表は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)(以下「再エネ買取制度」といいます。)の適用となる再生可能エネルギー電源を、当社へ売電することを希望されるお客さまを対象といたします。

2. 購入単価および購入期間

「再エネ買取制度」の設備認定を受けた平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の購入単価および購入期間(以下「購入単価等」といいます。)は、以下のとおりといたします。

(1) 太陽光発電設備

「接続契約申込みを当社が受付した日」, 「設備認定を受けた日」のうち、いずれか遅い時点での購入単価等を適用いたします。*

(2) 太陽光発電設備以外

「接続契約申込みを当社が受付した日」, 「設備認定を受けた日」のうち、いずれか遅い時点での購入単価等を適用いたします。*

単 価 表

(単価は全て1キロワット時あたり、消費税等相当額を含む)

電 源	購 入 区 分	購 入 単 価	購 入 期 間
太陽光	10kW未満 (太陽光発電設備単独の場合)	38円00銭	10年間
	10kW未満 (自家発電設備等を併設の場合)	31円00銭	
	10kW以上	38円88銭	20年間
風力	20kW未満	59円40銭	20年間
	20kW以上	23円76銭	
水力	200kW未満	36円72銭	20年間
	200kW~1,000kW未満	31円32銭	
	1,000kW~30,000kW未満	25円92銭	
地熱	15,000kW未満	43円20銭	15年間
	15,000kW以上	28円08銭	
バイオマス	メタン発酵ガス化発電	42円12銭	20年間
	未利用木材燃焼発電	34円56銭	
	一般木材等燃焼発電	25円92銭	
	廃棄物系(木質以外)燃料発電	18円36銭	
	リサイクル木材燃焼発電	14円04銭	

※: 購入単価等が一度決定した場合であっても、その後に購入単価等に影響がある変更認定を受けたときや、平成28年8月1日以降に当社と接続契約を締結したときには、購入単価等が変更されることがあります。

3. 買取期間終了後の購入単価

単価適用期間終了前に、弊社が別に定め公表いたします。